

6 農 振 第 1 9 9 8 号
6 林 整 研 第 2 0 0 号
環 自 野 発 第 2 4 1 1 2 9 1 号
警 察 庁 丙 保 発 第 2 0 号
令 和 6 年 1 1 月 2 9 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
林 野 庁 長 官
環境省自然環境局長
警察庁生活安全局長

事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通知）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）が本年6月14日に公布されたことにより、ライフル銃の定義が変更され、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの（以下「特定ライフル銃」という。）が新たにライフル銃に含まれることとなったところ、事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用については、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号警察庁生活安全局保安課長通達）のとおりであるが、都道府県知事が同通達第2の4(3)における「事業被害防止の必要性に関する通知」を发出する基準等について別紙のとおり定めたので、御了知の上、その的確な運用をお願いします。

別紙

事業被害防止の必要性に関する通知の発出基準等について

1 都道府県知事が通知を発出する基準

都道府県知事が通知（事業被害の防止の必要性に関する通知。以下、単に「通知」という。）を発出するためには、(1)から(3)までの全てを満たすことが必要である。

(1) 当該都道府県における当該獣類に係る事業被害の防止の必要性

当該都道府県における下記アからウまでの事項その他必要な事項を総合的に勘案して判断することとする。

ア 被害の現状

（例）農林業被害の状況（被害量及び被害発生地域の推移、被害対象（農作物、造林地）、被害形態等）、生活環境被害の状況（交通事故、市街地出没、感染症等）、生態系被害の状況（自然植生への影響等）等

イ 捕獲状況

（例）登録狩猟、許可捕獲、指定管理事業の捕獲区分別の捕獲数の実績、推移等

ウ 捕獲以外の被害防止対策の実施状況

（例）被害防除対策の手法及び手法別の実施状況、地域の被害防除対策の体制等

(2) 「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について」（令和6年11月29日付け警察庁丁保発第147号警察庁生活安全局保安課長通達）別紙の第1「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」を利活用をした上で、なお通知の発出によって当該獣類に係る事業被害の防止施策を行う必要性

原則として、当該都道府県において同通達別紙の第1「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者又は被害防止計画捕獲従事者に係る特定ライフル銃の所持許可の特例」（以下「特例①」という。）を利活用した上で、なお通知の発出によって事業被害を防止しなければな

らない状況にある獣類に限って、通知を発出することができる。

※ ただし、北海道におけるヒグマ・エゾシカについては、特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの。以下同じ。）による被害対策の必要性及び緊急性に鑑み、特例①の利活用を経ずとも、「特例①の利活用のみで対応できない状況」を文書にて説明することで足りることとする。

(3) 当該都道府県の区域において通知の対象としようとする獣類を特定ライフル銃で捕獲等する必要性

下記ア及びイの事項その他必要な事項を総合的に勘案して判断することとする。

ア 当該獣類の大きさ、反撃された場合の危険性（過去に当該獣類に反撃された事案における被害等）等の当該獣類そのものの性質と、当該都道府県における当該獣類の捕獲等の際の地理的条件等（特定ライフル銃が必要となる距離を持つ平地の存在等）を勘案して、単弾による捕獲等の必要性（散弾による捕獲等では足りないこと）が認められるか

※ 上記アを満たす獣類として、現時点では、ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ及びツキノワグマが想定される。

ただし、上記アを満たす獣類の範囲については、都道府県における捕獲等の実情を踏まえて、必要に応じて環境省、農水省及び警察庁において見直すこととする。

イ 当該都道府県の区域において、特定ライフル銃が活用されている実態があるか

（例）使用実績報告書に記載される当該都道府県内における特定ライフル銃による捕獲活動実績、当該都道府県における猟銃の所持許可丁数に占める特定ライフル銃の所持許可丁数の割合等

2 通知の発出方法等

別添「手続の流れ(概要)」のとおりとする。

※ なお、当該都道府県において当該獣類に係る第二種特定鳥獣管理

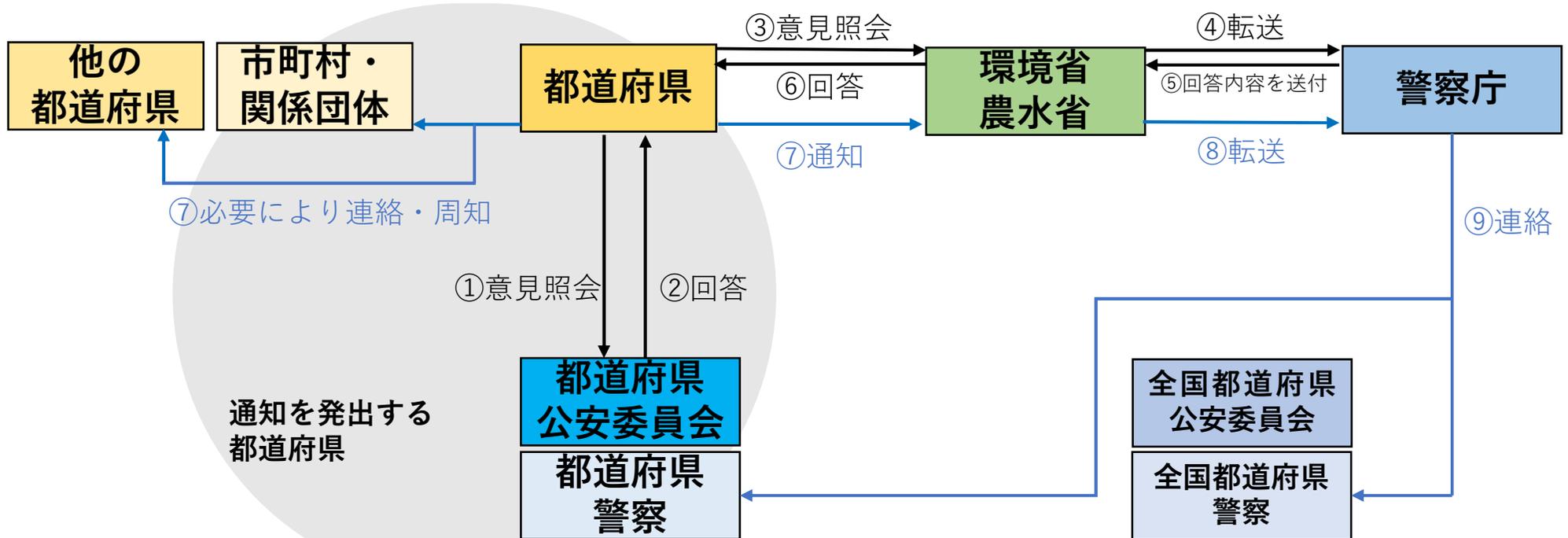
計画が策定されている場合又は当該都道府県内の過半数の市町村において当該獣類に係る被害防止計画が策定されている場合であって、計画中に上記 1 (1)に係る事項が記載されている場合には、当該計画本文を添付することをもって上記 1 (1)を疎明する資料に代えることができる。

3 通知の有効期限

原則として発出の日から 3 年とする。

ただし、第二種特定鳥獣管理計画を添付することにより通知を発出する場合には、当該計画の期間中有効とする。

手続の流れ(概要)



- ① 都道府県から都道府県公安委員会に対し、基準1(1)～(3)を疎明する資料(以下「資料」という。)を示し、通知の発出について**意見照会**
- ② ①について、都道府県公安委員会から都道府県へ**回答**
- ③ 都道府県から資料を示し環境省・農水省・警察庁に**意見照会**(都道府県の送付先は窓口である環境省・農水省)
- ④ 環境省・農水省は1(2)及び(3)について意見を付して警察庁へ**転送**
- ⑤ 警察庁から1(2)及び(3)についての回答内容を環境省・農水省に**送付**
- ⑥ 環境省・農水省・警察庁から都道府県に対して**回答**(窓口の環境省・農水省は、1(1)についての意見及び⑤で警察庁から送付された回答をとりまとめる)
- ⑦ 都道府県から環境省・農水省・警察庁に**通知文を発出**(※ 必要により都道府県から他の都道府県、市町村・関係団体等に連絡・周知)
- ⑧ 環境省・農水省から警察庁に**通知文を転送**
- ⑨ 警察庁から全国の都道府県警察(都道府県公安委員会)に通知の内容を**連絡**